

監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象

福祉保健部，環境部，会計課，消防，文化スポーツ部，都市部，土木部，教育委員会，産業部，上下水道局

令和5年6月19日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

福 祉 保 健 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

公立下蒲刈病院（病院事業課），保健所（生活衛生課），子育て支援課

3 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年1月25日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 公立下蒲刈病院（病院事業課）

指摘事項

ア 年次有給休暇の取得について、次の事例があった。

(ア) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則では、休暇を取得しようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならないとなっているにもかかわらず、休暇の請求及び承認が行われていなかった。

(イ) 同規則では、休暇の取得単位は30分となっているにもかかわらず、15分単位で休暇を請求していた。

については、適正な事務処理をされたい。

イ 病院事業財務会計規則では、1月を超えるごとに7日以内に前渡資金を精算しなければならないとなっているにもかかわらず、院長交際費及び備消耗品費ほかの前渡資金が精算されていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

(2) 保健所（生活衛生課）

指摘事項

ア 「畜犬管理業務及び動物取扱業業務システム保守管理業務」の仕様書において、受注者は、契約締結後、速やかに作業計画書等を記載した受託確認書を提出すること及び毎月の処理状況を翌月末までに報告することとなっているにもかかわらず、いずれも行われていなかった。

については、受注者に対して契約内容を遵守させるか、実情に応じた仕様書に見直すなど、適正な契約事務をされたい。

イ 動物愛護センターにおける「建物等の清掃業務」について、仕様書で指定した場所及び回数の清掃実績が確認できない報告書があった。

については、報告書の様式の見直しを求めることなどについても検討し、適正な検査事務をされたい。

ウ 特別休暇の取得の請求に係る必要事項の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

エ 「呉市一般公衆浴場燃料価格高騰対策支援交付金」について、交付要綱では、交付対象経費を燃料の購入に掛かる経費のうち、「交付対象期間内（令和４年４月１日から令和５年３月２０日まで）に取得及び精算が完了したもの」となっているにもかかわらず、令和４年３月に取得した燃料の購入に掛かる経費を交付対象経費として交付していた。

同月分を対象とするのであれば、要綱を見直した上で、他の交付対象者にもその旨を周知するなど、適正かつ公平な事務処理をされたい。

(3) 子育て支援課

指摘事項

ア 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金対応業務」ほかに係る契約において、契約保証金を免除する理由の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

イ 母子生活支援施設負担金について、滞納処分的前提となる督促状を発送しておらず、さらに、折衝に係る履歴についても記録として残していなかった。

については、適正な債権管理をされたい。

環 境 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

環境施設課

3 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年1月25日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 「長門園脱水汚泥処理業務」ほかに係る契約書において、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

- (2) 地域下水道使用料の過年度滞納繰越分については、出納整理期間がないため、令和4年4月1日に調定しなければならないとなっているにもかかわらず、6月1日に調定していた。

については、適正な事務処理をされたい。

会 計 課 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年1月25日まで

3 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

7 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

公用車に係る物品売払収入等の納入通知書について、地方自治法施行令では、納期限を記載しなければならないとなっているにもかかわらず、記載されていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

消 防 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

消防総務課，警防課，予防課

3 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年1月25日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

警防課及び予防課について、事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

なお、消防総務課について、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 行政財産使用期間更新許可の申請がされていないにもかかわらず、行政財産を継続して目的外使用させていた。

については、適正な事務処理をされたい。

- (2) 県外出張に係る鉄道料金の算定を誤って、旅費を過少に支給していた。

については、適正な事務処理をされたい。

- (3) 大型自動車運転免許取得費の助成に係る補助金交付決定通知書について、補助金等交付規則では、公印の押印が必須となっているにもかかわらず、公印を押印せずに交付していた。

については、適正な事務処理をされたい。

文 化 ス ポ ー ツ 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

文化振興課

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正，改善又は検討を求める事項については，定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお，監査の結果については，勧告事項，特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正，改善又は検討を求める事項は，次のとおりである。

指摘事項

- (1) 「一般財団法人呉市母子寡婦福祉連合会」ほかに対する行政財産使用期間更新許可において，公有財産規則では，管財課に合議をしなければならないとなっているにもかかわらず，合議がされていなかった。

については，適正な事務処理をされたい。

- (2) 生涯学習センター及び安浦歴史民俗資料館の備品のうち，所在が確認できないものがあった。

備品は，市の財産であり，その重要性を十分認識した上で，物品会計規則に基づき，適正な備品管理をされたい。

都 市 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

都市計画課

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

指定管理者制度を導入している市営駐車場（蔵本駐車場）内において、廃棄予定の回数券が多数保管されていた。

実情を確認すると、使用に耐えない回数券の処分については、管理運営業務仕様書において、指定管理者の業務として定め、かつ、基本協定締結時に代表者及び事務責任者に説明・指示済みであったとのことであったが、当該指定管理者からの処分方法の問合せに対し、即応等の適切な対応が図れていなかったことが判明した。

については、廃棄予定といえども金銭的価値を有するものであり、回数券が適正に管理されるよう適正な指導・監督を行われたい。

土 木 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

土木企画室，土木総務課

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

土木総務課について、事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

なお、土木企画室について、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

特別休暇の取得の請求に係る必要事項の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

教育委員会事務局及び各教育機関監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

学校安全課，呉高等学校，小学校（広南，郷原，原，坪内，昭和西，波多見，明德），中学校（仁方，白岳，横路，両城，豊浜）

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般

(7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

学校安全課、広南小学校、郷原小学校、原小学校、坪内小学校、昭和西小学校、波多見小学校、明德小学校、仁方中学校、白岳中学校、横路中学校、両城中学校及び豊浜中学校について、事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

なお、呉高等学校について、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

(1) 県外出張に係る日当の額を誤って、旅費を過少に支給していた。

については、適正な事務処理をされたい。

(2) 旅行命令回議書の旅費に係る支給額等の必要事項の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

(3) 準公金として管理しているPTA運営費において、出納簿への収入金額の記載を誤ったため、出納簿の差引残高と預金通帳の残高が相違していた。

については、準公金といえども、適正な出納事務をされたい。

産 業 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

港湾漁港課，農林土木課

3 監査の期間

令和5年3月7日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 港湾漁港課

指摘事項

出勤簿への休暇内容の転記及び特別休暇の取得の請求に係る必要事項の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

(2) 農林土木課

指摘事項

ア 内部統制制度の導入に当たり、チェックリストを起案に添付することとなっている事務について、当該リストが作成されていなかった。

については、「内部統制制度の導入について（理事（兼）総務部長通知）」に留意し、チェックリストの作成を徹底されたい。

イ 時間休暇の取得に関する取扱要領では、時間休暇を開始することができる時刻は四半時とするとなっているにもかかわらず、開始時刻が四半時ではない年次有給休暇の取得を承認していた。

については、適正な事務処理をされたい。

ウ 河川等占用許可に係る起案において、占用者の氏名の訂正に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

上 下 水 道 局 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

上下水道総務課，浄水課，下水建設課

3 監査の期間

令和5年3月7日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和4年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果

事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。